



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
1 月 21 日 (火)
第 571 号

目次

告 示

○生活保護法による指定医療機関の指定	27
○生活保護法による指定医療機関の名称等の変更	28
○生活保護法による指定介護機関の名称等の変更	28
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	29
○生活保護法による指定医療機関の事業の休止	30
○地籍調査の成果の認証	30

公 告

○県営土地改良事業に係る換地処分	30
------------------	----

告 示

栃木県告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 （2025） 年 1 月 21 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令和 6 （2024） 年12月 1 日	あんざいキッズクリニック	小山市栗宮927- 6
令和 6 （2024） 年12月 1 日	フレンド薬局 小山栗宮店	小山市栗宮927- 8
令和 6 （2024） 年12月 1 日	道金林こでまり医院	下野市小金井1334- 1
令和 6 （2024） 年12月 1 日	クスリのアオキ小金井薬局	下野市川中子3329- 7

2 指定訪問看護事業者等

指 定 年 月 日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
令 和 6 (2024) 年 11月 1 日	合同会社一心	栃木市城内町 2 -11-15	さんさん訪問看護ステーション	栃木市富士見町13-17 サンライズアイ205
令 和 6 (2024) 年 12月 1 日	合同会社うさみみ	栃木市大宮町2575-14	訪問看護ステーションあかり	栃木市大平町西水代 1977

栃木県告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の 2 の規定により指定医療機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の 3 の規定により告示する。

令和 7 （2025） 年 1 月 21 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院、診療所又は薬局

変 更 年 月 日	名 称	主たる事務所の所在地
令和 6 （2024） 年11月30日	芳賀赤十字病院	真岡市中萩 2 -10- 1 （真岡市中郷271）
令和 6 （2024） 年11月30日	芳賀赤十字病院（歯科）	真岡市中萩 2 -10- 1 （真岡市中郷271）
令和 6 （2024） 年11月30日	日本調剤 真岡薬局	真岡市中萩 2 -12-10 （真岡市中郷281）
令和 6 （2024） 年11月30日	ひばり調剤薬局	真岡市中萩 2 -12-11 （真岡市中郷280）
令和 6 （2024） 年11月30日	コスモ薬局 真岡店	真岡市中萩 2 - 7 - 7 （真岡市熊倉町931）

2 指定訪問看護事業者等

変 更 年 月 日	名 称	主たる事務所の所在地
令和 6 （2024） 年11月30日	日本赤十字社 芳賀赤十字訪問看護ステーション	真岡市中萩 2 -10- 1 （真岡市中郷271）

（注）表中の（ ）内は変更前のもの

栃木県告示第18号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の 2 第 4 項において準用する生活保護法第50条の 2 の規定により指定介護機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の 3 の規定により告示する。

令和 7 （2025） 年 1 月 21 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 居宅介護事業者

変 更 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居 宅 介 護 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
令 和 6 (2024) 年 11月30日	日本赤十字社	東京都港区芝大門 1 - 1 - 3	芳賀赤十字病院	真岡市中萩 2 -10- 1 （真岡市中郷 271）	訪問看護 訪問リハビリ テーション

					通所リハビリ テーション 居宅療養管理指 導
令 和 6 (2024) 年 11月30日	日本調剤株式会 社	東京都港区芝 5 - 33-11	日本調剤真岡薬 局	真岡市中萩 2 -12- 10 (真岡市中郷 281)	居宅療養管理指 導
令 和 6 (2024) 年 11月30日	ファーマシー中 山株式会社	栃 木 市 新 井 町 1010- 3	コスモ薬局真岡 店	真岡市中萩 2 - 2 - 7 (真岡市熊倉町 931)	居宅療養管理指 導

(注) 表中の () 内は変更前のもの

2 介護予防事業者

変 更 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介 護 予 防 の 種 類
	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	名 称	所 在 地	
令 和 6 (2024) 年 11月30日	日本赤十字社	東京都港区芝大門 1 - 1 - 3	芳賀赤十字病院	真岡市中萩 2 -10- 1 (真岡市中郷 271)	介護予防訪問看 護 介護予防訪問リ ハビリテーショ ン 介護予防通所リ ハビリテーショ ン 介護予防居宅療 養管理指導
令 和 6 (2024) 年 11月30日	日本調剤株式会 社	東京都港区芝 5 - 33-11	日本調剤真岡薬 局	真岡市中萩 2 -12- 10 (真岡市中郷 281)	介護予防居宅療 養管理指導
令 和 6 (2024) 年 11月30日	ファーマシー中 山株式会社	栃 木 市 新 井 町 1010- 3	コスモ薬局真岡 店	真岡市中萩 2 - 2 - 7 (真岡市熊倉町 931)	介護予防居宅療 養管理指導

(注) 表中の () 内は変更前のもの

栃木県告示第19号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和 7 (2025) 年 1 月 21 日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和 6 (2024) 年 11 月 13 日	まなか医院	塩谷郡高根沢町大字石末 2093-10
令和 6 (2024) 年 12 月 1 日	井本歯科クリニック	栃木市泉川町 108-1
令和 6 (2024) 年 11 月 30 日	田中歯科医院	栃木市岩舟町静和 2155
令和 6 (2024) 年 11 月 14 日	阿部内科	大田原市佐久山 2018
令和 6 (2024) 年 11 月 17 日	栗嶋歯科医院	下都賀郡壬生町幸町 3-26-3

栃木県告示第20号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の 2 の規定により指定医療機関の事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の 3 の規定により告示する。

令和 7 (2025) 年 1 月 21 日

栃木県知事 福田 富 一

病院、診療所又は薬局

休止年月日	名称	所在地
令和 6 (2024) 年 10 月 1 日	荏部医院	小山市大字南飯田 317-8

(保健福祉課)

栃木県告示第21号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により公告する。

令和 7 (2025) 年 1 月 21 日

栃木県知事 福田 富 一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
市貝町	市貝町大字赤羽の一部	市貝町大字赤羽の一部 (赤羽 I 地区)	令和 7 (2025) 年 1 月 7 日

(農村振興課)

公 告

○県営土地改良事業に係る換地処分

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、県営引田地区土地改良（区画整理）事業内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

令和 7 (2025) 年 1 月 21 日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 換地処分の年月日
- 令和 6 (2024) 年 12 月 16 日
- 2 換地処分の内容

令和 6 (2024) 年 10 月 8 日 付け 栃 木 県 告 示 第 465 号 で 公 告 し た 換 地 計 画 の と お り。

(農地整備課)